

令和2年5月22日
令和2年7月1日改定
芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン

このガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」、「基本的対処方針」等を踏まえ、市の施設における感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。

各施設においては、政府専門家会議の提言や定められた各業種や施設の種別ごとのガイドラインを参考にするとともに、本ガイドラインに基づいて、感染拡大予防対策を実施してください。

1 利用者に実施していただく事項

(1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37℃以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

(2) 利用定員数の縮小

各室に定められた利用定員数の半分以下を上限として利用してください。

(3) マスクの着用

来場する際は必ずマスクを着用してください。

(4) 手洗い、手指消毒

入り口においてアルコール消毒又は石鹼による手洗いを必ずしてください。

(5) 対人距離の確保

受付に並ぶとき、座席に座るとき、活動するときなどは、できるだけ2メートル（最低1メートル）の距離を確保してください。

(6) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(7) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

できるだけ2メートル（最低1メートル）の対人距離を確保するととも

に、真正面での飲食や会話をしないようにしてください。

(8) 換気

利用する部屋については、原則 30 分に 1 回 5 分程度、換気してください。

(9) 消毒

利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行うよう努めてください。

(10) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

(11) 利用時の留意事項

以下に示す目的で屋内施設を利用される場合には、感染防止対策の強化が必要となりますので、ご協力いただきますようお願いします。また、活動中のマスク着用は求めませんが、活動終了後は、必ずマスクの着用をお願いします。

ア 大きな声を出すこと、歌うこと（例：合唱、コーラス、カラオケ、詩吟、民謡など）

- ・人と人との間隔を十分に空け、対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じてください。
- ・複数で発声する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化してください。

（対策例：できるだけ壁側に向かって声を出す、歌わない方はマスクを着用するなど）

イ 吹奏楽器を使用すること（例：管楽器、オカリナの演奏など）

- ・より一層間隔を空け、飛沫防止対策を講じてください。
- ・複数で楽器を演奏する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化してください。

（対策例：できるだけ壁側に向かって演奏する、演奏しない方はマスクを着用するなど）

ウ 運動を伴う活動（例：卓球、ダンス、ヨガ、踊り、健康体操など）

① 呼気が激しくなるような運動（例：卓球、ダンスなど）

- ・より一層間隔を空け、運動中は大きな声で会話、応援を行わないようにしてください。

② ①以外の運動（例：ヨガ、踊り、健康体操など）

- ・人ととの間隔を十分に空け、感染防止対策を講じてください。

上記①、②については、対面とならないよう配慮してください。やむを得ず対面となる場合には、より一層の飛沫防止対策を講じてください。

エ 調理・会食を伴う活動（例：調理実習、講話や調理後に会食するなど）

- ・調理中はマスクを着用してください。
- ・大皿は避けて料理を個々に分け、他者と共有することのないようにしてください。
- ・座席の配置は十分に距離をとり、対面とならないようにしてください。
- ・飲酒は認められません。

※なお、社会体育施設については、独自のガイドラインにより判断します。

2 施設管理者において実施する事項

(1) 事前に施設利用の注意点をホームページ及び施設の入り口などに明示することを徹底

(2) マスク着用の周知・確認

着用した上で来場するよう周知する。

(3) 手洗い場所の確保、手指消毒剤の設置

入口付近にアルコール消毒液等を配置する。

(4) 来場者の体調の確認

ア 自宅で検温をしていただき、37℃を超える発熱がある場合は入館又は入場をお断りする場合があることを周知する。

イ 検温していない来場者には検温を実施し、37℃を超える発熱がある場合は、本人に体調等を確認のうえ、場合によっては入館又は入場をお断りする。

(5) 対人距離の確保

ア 対人距離ができるだけ2メートル（最低1メートル）の間隔を空け、互い違いに座るなどの工夫をするよう周知する。

イ 受付等に行列ができる場合には、できるだけ2メートル（最低1メートル）の間隔を空けた整列を促す。

ウ 部屋の利用については、各室に定められた利用定員数の半分以下を上限として利用するよう周知する。

(6) 窓口での感染防止策

対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来館者との間を遮蔽する。

(7) 換気

屋内施設については、原則30分に1回5分程度、下記のとおり換気することを周知する。なお、換気ができない場合は利用不可とする。

ア 窓が2か所あり完全に空気を入れ替えることが望ましい。(機械換気でも可)

イ 窓がない場合は、入口を開放し、扇風機を使用するなど工夫を要する。

(8) 館内の消毒

1日2回(午前と午後)以上、アルコールで館内の消毒を行う。

(9) トイレの消毒、使用等(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

ア 不特定多数が接触する場所は、使用頻度に応じてアルコールで清拭消毒を行う。

イ トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう表示する。

ウ 混雑するときは、できるだけ2メートル(最低1メートル)の間隔を空けた整列を促す。

(10) 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

ア 一度に休憩する人数を減らし、真正面での飲食や会話をしないよう掲示により周知する。

イ 屋内スペースの場合は、常時換気することに努める。

ウ 共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的にアルコールで消毒する。

(11) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。

イ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。

ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。(ゴミの回収を委託している場合は、マスクや手袋は委託事業者に準備してもらう。)

(12) 利用時の留意事項

以下に示す目的で屋内施設を貸し出す場合には、感染防止対策の強化を周知する。なお、活動中のマスク着用までは求めないが、活動終了後は、必ずマスクを着用するよう周知する。

ア 大きな声を出すこと、歌うこと（例：合唱、コーラス、カラオケ、詩吟、民謡など）

- ・人ととの間隔を十分に空け、対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じること。
- ・複数で発声する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化すること。

（対策例：できるだけ壁側に向かって声を出す、歌わない方はマスクを着用するなど）

イ 吹奏楽器を使用すること（例：管楽器、オカリナの演奏など）

- ・より一層間隔を空け、飛沫防止対策を講じること。
 - ・複数で楽器を演奏する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化すること。
- （対策例：できるだけ壁側に向かって演奏する、演奏しない方はマスクを着用するなど）

ウ 運動を伴う活動（例：卓球、ダンス、ヨガ、踊り、健康体操など）

① 呼気が激しくなるような運動（例：卓球、ダンスなど）

- ・より一層間隔を空け、運動中は大きな声で会話、応援を行わないようすること。

② ①以外の運動（例：ヨガ、踊り、健康体操など）

- ・人ととの間隔を十分に空け、感染防止対策を講じること。

上記①、②については、対面とならないよう配慮すること。やむを得ず対面となる場合には、より一層の飛沫防止対策を講じること。

エ 調理・会食を伴う活動（例：調理実習、講話や調理後に会食するなど）

- ・調理中はマスクを着用すること。
- ・大皿は避けて料理を個々に分け、他者と共有することのないようにすること。
- ・座席の配置は十分に距離をとり、対面とならないようにすること。
- ・飲酒は認められないので注意すること。

※なお、社会体育施設については、独自のガイドラインにより判断する。

（13）施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

ア 速やかに別室へ移し、隔離する。

イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。

ウ 帰国者・接触者相談センターに連絡し、必要に応じて救急搬送を要請

する。

3 その他

(1) 利用者名簿の作成

感染者が出た場合に感染経路の特定を可能にするための措置として、施設利用者の名簿（氏名・連絡先が分かるもの）を作成する。

貸室の場合は、イベント・会議等の申請者（代表者）に名簿の作成を依頼し、貸室利用後、1か月間は申請者（代表者）に適正に管理するよう求める。また、名簿作成に際しては、感染が発生した場合に、申請者（代表者）から芦屋健康福祉事務所など公的機関へ提出することを明示しておく。

館内の利用者の場合は、常時不特定多数の人が出入りする施設まで名簿の作成を求めるものではないが、一定時間利用者がとどまる自習室等においては、利用者に名簿への記入を依頼する等名簿の作成に努めることとする。

4 市主催イベント・大会等の開催について

厚生労働省が示す以下の目安を参考に、開催を検討すること。

【イベント開催制限の段階的緩和の目安】

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つづ、 8月1日を目指す *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

以上